

住宅用火災警報器の設置は済みましたか？

平成18年6月に消防法が改正され、平成23年5月末までに住宅の寝室及び寝室が2階にある場合の階段部分等に設置することが義務付けられています。

また、町では、昨年から住宅用火災警報器の設置促進を目的として、町内各世帯に住宅用火災警報器を無料で1世帯あたり1個配布しています。(ただし、民間賃貸住宅、介護施設等福祉施設、公営住宅は除きます。)

まだ設置されていない方、町からの配布を受けていない方は、岩美町役場総務課又は、岩美消防署へ問い合わせください。

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知し、ブザーや音声で火災の発生を知らせる警報装置です。

平成18年6月に消防法が改正され、平成23年5月末までに住宅の寝室及び寝室が2階にある場合の階段部分等に設置することが義務付けられています。



問い合わせ先

総務課

東部広域行政管理組合岩美消防署

☎73-1411

☎73-1221

住居の耐震性は大丈夫ですか？

町では、震災に強いまちづくりを推進するため、一般住宅の耐震診断などへの補助を行っています。補助の要件などは以下のとおりです。



補助要件・内容

- 1) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅であること
- 2) 建築基準法違反により移転等の命令を受けていない住宅であること
- 3) 改修設計及び耐震改修は、耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの

区分	補助率	事業費上限	備考
耐震診断	2/3	84千円 (住居の設計図書が有る場合) 108千円 (住居の設計図書が無い場合)	所有者は1/3負担
改修設計	2/3	240千円	所有者は1/3負担
耐震改修	33%もしくは43% ※耐震診断の結果による	補助金の額は100万円を上限とする	所有者は67%もしくは57%負担

問い合わせ先

総務課 ☎73-1411